

## 市税に係る減免措置調査票

		所属名	大正区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ <b>固定資産税</b> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	大阪沖繩会館	
	(該当条例等)	条例 <b>規則</b> 第 4 条 の 3 第 29 号	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的                      本会館は、沖繩出身の勤労青少年指導育成・老人福祉・身体障がい者福祉、及び一般勤労者の福祉支援を目的とした会館として昭和49年に設立されたものである。                      現在も低廉な料金で地域の人々に会館を開放されており、地域の人々の交流の場として有効活用され、地域コミュニティの形成に欠かせない施設となっている。                      また、大正区は古くから沖繩出身の人々が多く移り住んでおり、区民の4人に1人が沖繩出身者とも言われている。このような状況において、本会館は大阪と沖繩の経済的・文化的交流の促進のために活用されており、地域の活性化に多大な貢献をしている。                      以上より、本会館に対して固定資産税を減免することは、地域コミュニティの形成・地域の活性化には不可欠である。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由)                      本会館を所有している財団法人大阪沖繩協会は、低廉な料金での会館の貸与を主要事業としている公共性・公益性が高い法人である。                      また、本会館は上記のとおり地域コミュニティの形成・地域の活性化に不可欠なものであり、財政支援の必要性が認められる。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px 15px;">有</span> <span>・</span> <span>無</span> </div>		
④ ③で「有」とした場合、その理由	<p>本会館は上記のとおり地域コミュニティの形成・地域の活性化に不可欠なものであり、財政支援の必要性が認められる。                      また、本会館を所有している財団法人大阪沖繩協会の主要事業は本会館の管理・貸与であるので、本会館の固定資産税(家屋)の減免措置が最も効果的な財政支援策といえる。</p>		

《ヒアリングにおける所属の意見等》

<p>⑤ H24まではこれまでの経過で減免措置してきた。市税の減免については廃止を原則に見直すこととなっている。あわせて、運営補助・個別団体への補助については廃止せざるを得ない。公益性があるから措置とはならない。</p>	<p>大阪沖繩協会については、地域活動にご尽力頂き、多大な協力を頂いている。地域活動の担い手ともいえる状態。しかし、協会の財務状況等は区からの直接助成がなかったこともあり、区が詳細な報告まで受けてはいなかった。どのような点を評価して公益性を認めるのか。区の施設として位置付けることが必要なのか。</p>
<p>⑥ 区長が必要と思うのであれば、区長が補助等を考えていく、それが今の市の方針。区との関係はどうしていかれるのか。</p>	<p>今後の関わり方について、区長に移管される権限を判断して検討が必要。</p>